

鋼 船 規 則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則 CS 編

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

19 章 倉口，機関室口その他の甲板口

19.2 倉口

19.2.11 倉口蓋の支持部材，移動防止用装置及び支持構造

表 CS19.10 を次のように改める。

19.2 が適用となる倉口蓋の支持部材，移動防止用装置及び支持構造は，次の**(1)**から**(3)**によらなければならない。

(1)及び(2)は省略)

(3) 倉口蓋の支持部材の詳細は次の**(a)**から**(g)**による。

(a) 倉口蓋の支持部材に作用する公称表面圧力 (N/mm^2) が次の算式により求まる値を超えてはならない。

$$p_{n\max} = dp_n : \text{一般}$$

$$p_{n\max} = 3p_n : \text{相対変位の無いメタルタッチ構造の場合}$$

d : 次の算式により求まる値。ただし，3 を超える場合は 3 とする。また，積付状態により，次の値以上とする。

$$d = 3.75 - 0.015L_1$$

$$d_{\min} = 1.0 : \text{一般}$$

$$d_{\min} = 2.0 : \text{部分積付状態の場合}$$

L_1 : **A 編 2.1.2** に定める船の長さ (m) と計画最大満載喫水線上における船の全長 (m) の 97%のうちいずれか小さい値

p_n : 表 **CS19.10** による値

表 CS19.10 許容公称表面圧力 p_n

材料	p_n	
	上下方向	水平方向
船体用圧延鋼材	25	40
硬化鋼材	35	50
樹脂性材料 低摩擦材料	50	-

(b)から(g)は省略)

附 則

1. この規則は、2018 年 12 月 25 日から施行する。